

児童虐待への対応のポイント

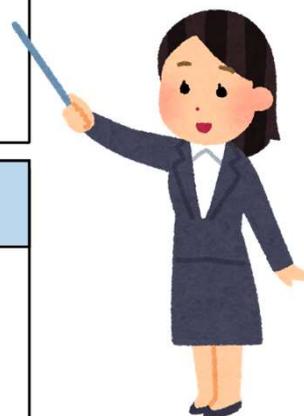
回覧

～見守り・気づき・つなぐために～

児童虐待とは？

児童虐待は、しつけ※とは異なり、こどもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。次の4つに分類されます。

身体的虐待 <ul style="list-style-type: none">● 殴る、蹴る、叩く、激しくゆさぶる、おぼれさせる● 家の外にしめだす● 意図的に病気にさせる など	性的虐待 <ul style="list-style-type: none">● こどもへの性的行為● 性器を触らせる● 性的行為を見せる など
ネグレクト <ul style="list-style-type: none">● 重大な病気になっても病院に連れて行かない● 乳幼児を家に残したまま外出する● 適切な食事を与えない など	心理的虐待 <ul style="list-style-type: none">● 言葉によっておどかさず、無視する● 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする● 面前での家庭内暴力 など



※ しつけに際して、体罰を加えることは法律で禁止されています。

(体罰等によらない子育てに向けては、厚生労働省のホームページを参照ください。)

- 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



こどもにどんな影響を及ぼすの？

身体的影響

- 外傷、栄養障害、体重増加不良、低身長 など

知的発達面への影響

- 安心できない環境での生活などにより、知的発達が十分得られない可能性 など

心理的影響

- 他人を信頼して愛着関係を形成することが困難
- 自己肯定感が持てない状態
- 受けた心の傷が適切な治療を受けないまま放置されると、思春期等になって問題行動が出る など



いつもの様子と違うかも？と思ったら

ためらわずに連絡を！

- ✓ 虐待かもと思ったらすみやかに連絡できるよう、関係機関の連絡先を事前に確認しておきましょう。

【市区町村（児童虐待対応担当部署）】

取手市役所（子育て支援課） ☎ 0297-74-2141

- ・いつもの様子と違うかもと思ったら、こどもの利益を一番に考え、ためらわずに連絡（通告）しましょう。連絡した方に関する秘密も守られます。
- ・市区町村によって、担当部署や相談窓口の名称は異なりますので、事前に確認しておきましょう。

【児童相談所】

以下のような場合は、児童相談所に連絡しましょう。

- ① こどもが家に帰りたくないと言っている場合
- ② こどもだけで生活しているなど保護者の存在が不明な場合



土浦児童相談所 ☎ 029-821-4595

【警察】

取手警察署 ☎ 0297-77-0110

こどもの身体・生命に対する危険性や緊急性が高いと思われる場合には、警察に連絡してください。

連絡するときは何を伝えればいいの？

- ✓ 対応する職員等から質問もありますが。以下のような内容について、分かる範囲で答えれば問題ありません。

- ◆ こども・保護者の氏名、年齢
- ◆ 気になったきっかけやその具体的な内容 など



このリーフレットの詳細は市HP（電子回覧板）へ▼

<https://www.city.toride.ibaraki.jp/shimin-kyodo/kurashi/jichitai/chien/denshikairanban.html>

